

令和 5 年 度

八代市議会経済企業委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 9月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 1 2 |

令和 5 年 9 月 2 6 日 (火曜日)

経済企業委員会会議録

令和5年9月26日 火曜日

午前10時00分開議

午前11時01分閉議（実時間58分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第67号・令和4年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
1. 議案第68号・令和4年度八代市簡易水道事業会計決算の認定について
1. 陳情第2号・消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出方について
1. 所管事務調査
 - ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
 - ・水道事業に関する諸問題の調査（八代市食肉センター跡地抵当権設定登記抹消登記手続請求事件について）

○本日の会議に出席した者

委員長	増田一喜君
副委員長	北園武広君
委員	成松由紀夫君
委員	野崎伸也君
委員	橋本隆一君
委員	堀口晃君
委員	百田隆君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者
君

○説明員等委員（議）員外出席者

農林水産部長	尾崎行雄君
農林水産部次長	豊田浩史君

水産林務課長	前田浩信君
農業振興課長	稲田忠征君
経済文化交流部長	野々口正治君
経済文化交流部 総括審議員兼次長	南和治君
商工・港湾振興課長	松永貴志君
商工・港湾振興課 主幹兼港湾振興係長	大江田浩隆君
部局外	
水道局長	吉永哲也君

○記録担当書記 緒方康仁君

（午前10時00分 開会）

○委員長（増田一喜君） それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨に関する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知お祈りいたします。

○議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）

○委員長（増田一喜君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第5款・農林水産業費について、農林水産部から説明願います。

○農林水産部長（尾崎行雄君） 皆様、改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農林水産部長の尾崎でございます。よろしくお祈りいたします。

本日、経済企業委員会に付託されました議案のうち、予算議案の議案第70号・令和5年度

八代市一般会計補正予算・第6号中、歳出の農林水産業費につきまして、豊田農林水産部次長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○農林水産部次長（豊田浩史君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農林水産部次長の豊田です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会に付されました農林水産部関係につきまして説明いたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○農林水産部次長（豊田浩史君） 別冊、一般会計補正予算書の7ページをお開きください。

款5・農林水産業費で、補正前の額30億9548万6000円に、補正額1795万7000円を計上し、補正後の額を31億1344万3000円とするものでございます。

資料の12ページをお願いいたします。

下の表、款5・農林水産業費、項1・農業費、目3・農業振興費で、補正額38万円を計上し、補正後の額を4億8753万3000円とするものでございます。

内容につきましては、説明欄の県産麦安定生産体系構築支援事業でございます。これは、麦の生産安定のために実施する排水対策に必要な機械導入を支援するもので、鏡町の1経営体を実施します圃場の排水対策と畝立て整形を同時に行うアッパーロータリーの導入に係る経費83万6000円のうち、補助対象経費の2分の1以内の38万円を補助するものでございます。

特定財源としまして、全額県支出金を予定しております。

次のページ、13ページをお願いいたします。

上段の表、目9・水田営農活性化対策推進事業で、補正額941万5000円を計上し、補正後の額を2688万円とするものでございま

す。これは、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業で、米や小麦などの土地利用型農業の競争力強化のため、地域営農組織の規模拡大や生産コストの低減を図るために必要な機械設備等の導入を支援するものでございます。

内容としましては、地域営農組織支援、――失礼しました。地域営農組織育成支援としまして、平和町のアグリセブン機械利用組合が実施しますコンバイン導入経費1250万5000円のうち、補助対象経費の2分の1以内の568万4000円、また麦生産拡大支援としまして、株式会社アグリ日奈久が実施しますブームスプレーヤーの導入経費820万8000円のうち、補助対象経費の2分の1以内の373万1000円を補助するものでございます。

なお、特定財源としまして、全額県支出金を予定しております。

次に、中段の表で、項3・水産業費、目2・水産業振興費で、補正額816万2000円を計上し、補正後の額を4965万3000円とするものでございます。これは、アサリ漁業のV字回復に向けて、産学官が連携をするプロジェクトを発足し、漁獲量の拡大及び漁業収益の向上を図るための取組に要する経費を負担するものです。

取組内容としまして、市場調査、大都市圏へのテスト販売、観光漁業の実証試験、事業計画の検討作成などを計画しております。

なお、特定財源としまして、国のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）408万1000円を予定しております。

以上が、農林水産部9月補正予算でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（百田 隆君） アサリ漁業ですけれども、過去3年ぐらいの傾向としては、増えている傾向にありますか。

○水産林務課長（前田浩信君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）水産林務課、前田でございます。

委員からの御質問で、過去3年程度のアサリの漁獲量についてですけれども、令和2年が、八代市管内で約20トン、令和3年が11トン、令和4年が10トンとなっております。

以上、お答えといたします。

○委員（百田 隆君） 大体増える傾向にはあるわけですね。そうしたら、皆さん方の努力が実りつつあるのかなと思っております。そういうことでございますので、やはり水産業の一環として、一つとしてですね、アサリは大変重要な役割を占めるとお思いますので、頑張っていただけだと思います。

以上です。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 関連ですけれども、令和2年からすると半減しているという状況が、今御答弁いただいたところなんですけど、今回この816万2000円を投じて、V字回復という部分の中において、目標値という部分は、どこかに設定をされているかどうかという部分を、ちょっとお聞かせいただきたいなと思うんです。

○水産林務課長（前田浩信君） 水産林務課、前田です。よろしくお願いたします。

こちらのほう、アサリの漁獲量についてですけれども、一番漁獲量として大きかった年が平成20年、こちらのときが約1264トンということで、近年は11トンとか10トンとかという、かなり激減しているような状況でございます。

私どもといたしましては、このプロジェクトが3年間の事業ですけれども、この3年間で1200トンまで押し上げるというのは、到底、これはもう考えておりません。

今回のプロジェクトの中で、今現在アサリの漁獲量が低減している主な要因というのが何が

あるのか、それと、それを課題解決するためには何を必要があるのか、それを、この3年間で、いろんな力を借りて求めていきたいと思っております。

このプロジェクトが終了した後も、この1200トンに向かって増加し得る漁業を推し進めていく、アサリ漁業を進めていくというふうなことで考えております。

先ほど、委員からの御質問の中で、この3年間でどの辺りまで設定しているのかというような御質問でございますけれども、今現在、モデル地区を設定しております、このプロジェクトのモデル地区を設定いたしまして、大島地区を設定しております。

ちなみに、大島地区の現在の開始前の漁獲高が約1.2トン、これを令和5年で1.3トン、令和6年で4.1トン、令和7年で7.1トンまで持っていくようなプロジェクトの中身としております。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） よく分かりました。ありがとうございます。

もう一つなんですけど、いいですか。ここに携わっている漁業者の数なんですけども、今、平成20年度に1200トン以上、ピークだったということで、それからすると、もう本当60分の1とかというふうに、今激減している状況ですよね。ということは、アサリの漁業者の方々も、やっぱり大分減っているんじゃないかなと思うんですけれども、その辺のところをちょっとお聞かせいただきたいなと思うんです。

○水産林務課長（前田浩信君） 水産林務課、前田です。よろしくお願いたします。

アサリの漁業者については、ちょっと過去何人であったのかというのは、ちょっと把握していないような状況ですけれども、漁業就業者というような点では、センサス上、平成20年が472人、平成30年で約278人ということ

で、約4割減少しているような状況です。

今現在のアサリの漁業者といたしましては、各管内合わせて約70人程度というふうにお聞きしております。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。

やはり、かなり減ってきている状況があって、V字回復ということを目指してね、今やっていますね、その漁業者についてもですね、増やしていくような施策も考えていただければと思います。要望です。

以上です。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（成松由紀夫君） このアサリについては、我々も小さいとき、郡築、昭和、いっぱい取れとってですね、子供らとの一つのコミュニケーションツールじゃないんですけども、いろんな思い出があるんですよ。

今、前田課長の答弁で、この激減も含めて、だから、V字回復のこの事業をやるんだよということで、産学官ということですよ。

原因的なことであったり、いろんなことを言い出すと、もう切りがないんですが、やっぱりしゅんせつの問題であったり、今、球磨川からの流れであったり、いろんなことが考えられるんですが、各課、各現場、やはり補助のみとは言わないけれども、やはりそういった、昔の一つのノスタルジックじゃないんだけど、アサリが、潮干狩りできるような、そういった漁業者であったり、市民の声というのはいろいろあるんですよ。

そういった中で、こういう事業を取り組まれ

る流れで、産学官ということなので、執行部も、いろんな各業界の御意見聞きながら頑張っていたきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 以上で、第5款・農林水産業費についてを終了いたします。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時12分 小会）

（午前10時13分 本会）

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、歳出の第6款・商工費について、経済文化交流部から説明願います。

○経済文化交流部長（野々口正治君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）経済文化交流部の野々口でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号の経済文化交流部所管分につきまして、南経済文化交流部総括審議員兼次長が説明をいたしますので、御審議のほどどうぞよろしくお願いをいたします。

○経済文化交流部総括審議員兼次長（南 和治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）経済文化交流部総括審議員兼次長の南でございます。よろしくお願いたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） どうぞ。

○経済文化交流部総括審議員兼次長（南 和治君） それでは、議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算書・第6号をお願いいたします。経済企業委員会付託分のうち、経済文化交流部関係を説明いたします。

まず、3ページをお願いいたします。

歳出の款6・商工費、項1・商工費で、補正

額1200万円を増額し、補正後の額を25億4971万7000円としております。

次に、13ページをお願いいたします。

款6・商工費、項1・商工費、目2・商工振興費で、補正額1200万円を増額し、補正後の額を16億8133万6000円としております。

説明欄の八代港ポートセールス事業1200万円は、TSMCの本県進出を契機とし、台湾各港から八代港への輸入を促進するため、定期コンテナ船を運航する愛媛オーシャンラインに対し航路拡充を要望した結果、追加寄港が決定されましたことから、寄港助成に係る経費を補正するものでございます。

内容としましては、追加寄港の運航を開始してから、積載貨物の取扱いが軌道に乗るまでの間、台湾航路拡充支援助成金としまして、航路拡充初期の経済的支援を行うものでございます。具体的には、申請日を基準とした1年間において、寄港助成として、1寄港当たり10万円、貨物助成として、1寄港当たり上限30万円を助成するものでございます。

なお、本年度においては、9月からの助成開始を見込み、30週分の助成を予定しており、寄港助成300万円、貨物助成900万円、合計1200万円の助成を予定しております。

説明については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） TSMCの熊本への進出を契機ということで、八代市にもその恩恵をとということで、こういった、まず、航路のつくらんといかんというような話だったのかなっていうふうに思ったんですけど、説明聞くと、大体航路はあったっすよね——のを短縮させるというのが目的なのだろうというふうに思うんですけども、これは、単発的に今年だけやる

のか、来年も続けてやるのか。やらんと、愛媛オーシャンのほうで短縮して、船着けないよというような話なのか、そこら辺のところはどうなんですか。

○商工・港湾振興課長（松永貴志君） 商工・港湾振興課、松永でございます。よろしくお願いいたします。

助成につきましては1年間と考えておりますので、来年度の8月までを考えております。

今年の秋口から、TSMCの工場が、試運転が始まるということですのでね、来年末の本格稼働に向けての早めの荷を取りたいという考えで行っておるところでございます。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

TSMCさんの関連企業もだろろうと思うんですけども、その荷物を、今のところまだ決定してないちゅうことなんですよ、八代港で取り扱うというのが。

それが、これをやることによって、アピールすることによって取れる、取りたいということですかね。

○商工・港湾振興課長（松永貴志君） 委員おっしゃるとおりですね、今から荷物を獲得していきたいというのもございますけども、これまでですね、建設に係る建築資材等は若干入ってきておりました。それと、報道等でございますとおりでですね、8月からは半導体用の高圧ガスの輸送も始まっておりますので、そういったところですね、確実な取り込みを考えております。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

荷物を獲得していきたいところなんですけれども、多分PRとか、もちろんいろんなところで接触されて、お話しされていると思うんですけども、そこら辺のところは、何か話せる部分ありますか。どうやって、この取組をやっているのかというのを、今時点で。

○商工・港湾振興課主幹兼港湾振興係長（大江田浩隆君） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）港湾振興係の大江田でございます。

委員お尋ねの今の取組についてなんですけれども、私も港湾振興のほうでも、荷物を運ぶフォワーダーさん、それから船会社さん、それから実際の荷主さんあたりにも、今積極的に、この台湾航路の拡充も含めたPRをやっているところでございます。

その中でですね、従来の航路では、台湾からの輸入に9日かかっていたと。それだと、工場の動きに、なかなか荷物が間に合わないというお話をいただいてましたので、今回船会社との交渉により、それを4日まで短縮できたというところが大きい成果かなと思っておりますので、今後も引き続き、そういった関係事業者の皆様にもPRを続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 今の説明で、大分見えてきたところがありますけれども、今回、寄港助成、貨物助成、そもそも寄港するときに幾らかかるのか、そしてまた、貨物の部分について、もともと幾らかかって、そして10万円とか、30万円とかという部分の今助成があるんですけども、もともと寄港するだけで幾らぐらいかかって、それに対する助成という部分があるんだろうと思うんで、そこら辺、ちょっと教えていただければと思います。

○商工・港湾振興課主幹兼港湾振興係長（大江田浩隆君） 寄港当たりのコストというお尋ねかと思えます。

船の状況、サイズだったり、あるいは荷物の状況によっても大分コストは変わってくるものと認識をしておりますが、船会社各社から聞いたところによると、大体、今回の追加寄港、1回につき150万円から200万円程度のコス

トはかかるだろうと。その2割から3割ぐらいを、市のほうで見ればいいのかなというところで考えております。

以上です。

○委員（堀口 晃君） 了解しました。150万円から200万円ぐらいかかるということ。

それともう一つですね、例えば、今助成が1200万円というふうな部分で、寄港助成が30週、貨物が30週ということで、これ、両方合わせて40万円、最高もらえるというようなことになるんだろうと思うんですけども、例えばですね、寄港がかなり多くなって、もう助成が1200万円まで終わりましたよと。先ほど、松永課長のほうからお話があったように、来年の夏ぐらいまでは、これをやっていきますよというような話で、それ前にね、なくなってしまうときに、また新たな部分ができるかどうかということも、ちょっと併せてお聞かせいただきたいのですが。

○商工・港湾振興課長（松永貴志君） 1寄港当たり10万円というのは、もう必ず出る10万円でございます。さらに、集貨の対策助成として、1寄港当たり30万円を上限ということでですね、これは貨物が全くない場合、ない場合、ない場合が30万円。だから、30本コンテナが入ってくると、助成はしないという形になりますので、1本増えるごとに差し引いていくという形になります。

だから、今年度の予算1200万円は、今年度中には十分耐え得るということでありまして。

来年は来年で、また予算組みをするという形になります。

○委員（堀口 晃君） ああ、分かりました。すみません。ありがとうございます。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（成松由紀夫君） この航路4日間、9日間、出が4日間、入りが9日間の問題が、TSMC関連については、非常に懸念されてた重要な問題だったと思います。

そういうところで、野々口部長を筆頭にですね、田平次長、そして港湾振興係も含めて、涙ぐましい努力があって、大変な功勞、志布志に行くものをこっちに曲げるといのは大変な御苦勞があったというふうに思っておりますし、この1200万円については、ある程度ラインに乗ってくるまでの突破口としては、これはもう当然至極のことであって、やっぱりTSMC関連については、県北に目が向きがちですが、やはり県南の拠点として、港を持っているうちが、やっぱりこういった事業をやっていくといのは、非常に重大でもあるし、大変有意義なことだというふうに思っております。

今、熊本県内でもですね、議長会等々でも、八代の港の部分といのは、大変注目を浴びている中で、このスピード感を持った、本当早かったなど。担当課の涙ぐましい努力といのも想像できるわけですが、ぜひですね、こういったことは軌道に乗るまでということではあるものの、やはり複数年かかってくると思うんですね。TSMCが開設して、もちろん荷揚げを、インだけではなくて、今度はアウトのことも考えなきゃいけない。そういうことを含めて考えれば、来年の補正も含めて、こういったことを積極的に取り組んでですね、TSMCの県内の波及効果といのも、県南に、ひとつ持つてくるためには、うちは港が武器ですので、ぜひスピード感を持って、今回はホームランだと思っておりますので、今後も頑張ってくださいというふうに思います。

以上です。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） それでは、これより採決いたします。

議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午前10時27分 小会）

（午前10時27分 本会）

◎議案第67号・令和4年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、決算議案の審査に入ります。

まず、議案第67号・令和4年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○水道局長（吉永哲也君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）水道局の吉永でございます。

議案第67号・令和4年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、着座にて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○水道局長（吉永哲也君） 令和4年度八代市水道事業会計決算書をお願いします。

初めに、事業報告書でございますが、20ページをお願いいたします。

経営指標に関する事項でございますが、5つの経営指標のうち、経営の健全化を示す経常収支比率、料金回収率共に、退職給付費や固定資産除却費の減少により、前年度から増加しております。健全経営の水準とされる100%を大きく上回っており、良好な経営状況と言えます。

22ページをお願いします。

200万円以上の建設改良工事の概況と、23ページに、令和3年度からの繰越工事の概況を掲載しております。

25ページをお願いします。

給水人口や有収率など、業務量を掲載しておりますが、本日の説明は省略させていただきます。

ページを戻りまして、3ページから6ページが決算報告書でございます。

決算の内容につきましては、前年度との比較をしております別紙関係資料1で説明をさせていただきます。

なお、収益的収支につきましては、損益計算書に合わせまして、消費税抜きの数字で作成しております。

まず、収益的収支の収入でございますが、項1・営業収益5億357万円のうち、目1・給水収益は4億9967万5000円でございます。

目2・受託工事収益84万4000円は、給水工事収益及び消火栓の修繕工事収益で、目3・その他の営業収益305万1000円は、督促手数料などの手数料収入でございます。

次に、項2・営業外収益3687万4000円のうち、目1・受取利息は9万円、目2・他会計補助金1612万5000円は、企業職員1名分の退職給付費及び児童手当に係る一般会計補助金でございます。

目3・長期前受金戻入は1712万6000円、目4・雑収益353万3000円は、主に量水器取替評価差額でございます。

次の項3・特別利益の目2・過年度損益修正益6000円を含めました収入の合計は5億4045万円となっております。

次に、収益的支出でございますが、項1・営業費用は4億1528万8000円で、内訳といたしまして、目1・原水及び浄水費7468

万4000円は、水源地関係の費用でございます。

目2・配水及び給水費6927万8000円は、配水管や給水施設に係る費用で、目3・受託工事費1300万7000円は、新規給水工事の管理及び既設給配水管切替工事等の受託に要する費用でございます。

目4・総係費1億361万1000円は、料金徴収など一般業務関係の費用で、前年度からの減少は、退職給付費が2名分から1名分に減少したことによるものでございます。

目5・減価償却費は1億5392万8000円、目6・資産減耗費は78万円でございます。

次に、項2・営業外費用1526万4000円は、企業債に係る支払利息でございます。

次の項3・特別損失10万5000円は、過年度分の調定減などによる過年度損益修正損でございます。

以上、支出合計は4億3065万7000円で、資料右下の欄になりますが、収益的収支は1億979万3000円の当年度純利益が生じました。

次に、資本的収支の収入でございますが、項1・工事負担金は2774万4000円で、内訳といたしまして、目1・他会計負担金165万円は、消火栓設置に係る一般会計負担金でございます。

目3・その他工事負担金2609万4000円は、下水道工事に伴う水道管移設補償金でございます。

企業債につきましては、借入れはございませんでした。

以上、収入合計2774万4000円となっております。

次に、資本的支出でございますが、項1・建設改良費1億5479万8000円で、内訳といたしまして、目1・原水設備改良費2979万8000円は、主に水源地の取水ポンプ更新

工事や高圧受電盤改良工事でございます。

目2・配水設備拡張費7864万9000円ですが、給水区域内に新たに配水管を拡張するもので、公共下水道工事と同時施工により、太田郷地区、代陽地区、宮地地区の配水管未整備地区へ696メートルを布設しております。

目3・配水設備改良費4027万1000円は、宮地地区の老朽管の布設替え工事455メートルを施工しております。

目4・営業設備費608万円は、車両積載型給水タンクや公用車、量水器の購入に要した費用でございます。

なお、工事箇所につきましては、関係資料2に記載しておりますので、御確認ください。

また、建設改良費のうち、原水設備改良事業9676万6000円、配水設備拡張事業7590万2000円、配水設備改良事業2558万6000円を年度内に完了できず、次年度へ繰り越しております。

次に、項2・企業債償還金は7602万3000円でございます。

以上、支出合計は2億3082万1000円となり、下の欄でございますが、資本的収支の不足額2億307万7000円については、減債積立金取り崩し額などで補填しております。

決算書にお戻りください。

11ページが、剰余金計算書でございます。利益剰余金のうち、未処分利益剰余金ですが、当年度変動額として、積立金の取り崩し額9316万1521円と、当年度純利益1億979万2619円を合わせました2億295万4140円が当年度末残高となります。

12ページは、剰余金処分計算書でございます。これは、本議案の議決事項である利益の処分でございます。当年度未処分利益剰余金2億295万4140円のうち、6856万2858円を減債積立金に、4122万9761円を建設改良積立金に積み立て、減債積立金及び

建設改良積立金の取崩し額の計9316万1521円を資本金へ組み入れることを議決いただくものです。

今後、水道未普及地域の解消を目指し、拡張事業も継続してまいります。安心・安全な水を継続して提供していくためにも、老朽化した施設の更新や管路の耐震対策にも積極的に取り組んでまいります。

以上、説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

それでは、これより採決いたします。

議案第67号・令和4年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

◎議案第68号・令和4年度八代市簡易水道事業会計決算の認定について

○委員長（増田一喜君） 次に、議案第68号・令和4年度八代市簡易水道事業会計決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○水道局長（吉永哲也君） 引き続きお世話になります。水道局の吉永です。

議案第68号・令和4年度八代市簡易水道事業会計決算の認定について、着座にて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） どうぞ。

○水道局長（吉永哲也君） 令和4年度八代市簡易水道事業会計決算書をお願いします。

初めに、事業報告書でございますが、20ページをお願いします。

経営指標に関する事項でございますが、経営指標のうち経営の健全化を示す経常収支比率は、前年度比0.18ポイント減の100.51%で、健全経営の水準とされる100%を上回っておりますが、料金水準の妥当性を示す料金回収率については3.41ポイント減の40.86%と低い水準でございます。

21ページをお願いします。

建設改良工事の概況を掲載しておりますが、令和2年7月豪雨に関連する災害復旧事業として、坂本町坂本地区、板持地区、中津道地区の浄水及び配水施設整備工事を実施しております。

次に、22ページからの業務量でございますが、7月豪雨以降は、給水戸数、人口共に減少し続けており、それに伴い、配水量及び有収水量も減少しております。

ページを戻りまして、3ページから6ページが決算報告書でございます。

決算の内容につきましては、別紙関係資料1で説明させていただきます。

まず、収益的収支の収入でございますが、項1・営業収益5667万6000円のうち、目1・給水収益は5644万8000円でございます。

目2・受託工事収益15万7000円は、消火栓に係る修繕工事収益で、目3・その他の営業収益7万1000円は、督促などの手数料収入でございます。

次に、項2・営業外収益1億4669万円のうち、目2・他会計補助金8244万5000円ですが、職員の人件費や企業債の利子償還金に対する一般会計繰入金でございます。

目3・長期前受金戻入6421万7000円、

目4・雑収益2万8000円でございます。

次に、項3・特別利益17万3000円は、目2・過年度損益修正益でございます。

以上、収入合計は2億353万9000円となっております。

次に、収益的支出でございますが、項1・営業費用1億9017万9000円のうち、目1・原水及び浄水費3334万3000円は、水源関係の施設に要する費用で、目2・配水及び給水費488万1000円は、配水及び給水施設に係る費用でございます。

目3・総係費3952万6000円は、料金徴収関係の費用で、目4・減価償却費は1億747万8000円でございます。

次に、項2・営業外費用1216万3000円は、主に企業債に係る支払利息でございます。

項3・特別損失、項4・予備費の執行はございませんでした。

以上、支出合計2億234万2000円となり、資料右下の欄になりますが、収益的収支は119万7000円の純利益が生じました。

次に、資本的収支の収入でございますが、項1・企業債1600万円のうち、目2・災害復旧債1500万円は、令和2年7月豪雨に係る災害復旧事業債の借入れでございます。

次に、項2・工事負担金357万2000円は、消火栓の設置負担金や、令和2年7月豪雨からの復旧工事に係る移設補償金でございます。

次に、項3・補助金8305万4000円のうち、目1・他会計補助金6636万7000円は、企業債の元金償還金などに係る一般会計繰入金でございます。

目2・災害復旧費国庫補助金1668万7000円は、令和2年7月豪雨からの復旧工事に係る国庫補助金でございます。

以上、収入合計は1億262万6000円でございます。

次に、資本的支出の項1・建設改良費560

7万3000円ですが、目1・原水設備改良費1907万2000円は、簡易水道事業統合認可作成業務や、坂本町山口地区施設整備設計業務に係る委託料でございます。

目2・配水設備改良費100万1000円は、東陽町河俣地区の道路改良工事に伴う配水管の移設工事費でございます。

目4・災害復旧事業費3600万円は、坂本町坂本地区、板持地区、中津道地区簡易水道の整備工事費でございます。

次の項2・企業債償還金は1億254万4000円でございます。

以上、支出合計は1億5861万7000円となり、資料の右下に記載しておりますが、資本的収支の不足額5599万1000円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額などで補填しております。

決算書にお戻りください。11ページをお願いします。

剰余金計算書でございます。剰余金のうち利益剰余金ですが、繰越欠損金3195万3825円に、当年度の純利益119万6753円を加えました3075万7072円が、当年度の未処理欠損金残高となります。

12ページは、欠損金処理計算書でございます。議会の議決による処分額がございませんので、当年度末残高が、そのまま処分後残高となります。

13ページから16ページまでが、令和4年度末の貸借対照表でございますが、説明は省略させていただきます。

簡易水道事業は、施設規模も小さく、給水人口も少ないことから、効率的な事業運営が難しいことに加え、過疎化による人口減少や豪雨災害後の給水人口の減少により、料金収入は大幅に低下しており、一般会計からの繰入金により経営を維持している状況にあります。

今後は、料金の適正化や、被災施設の早期復

旧を目指すとともに、隣接する簡易水道施設を統合・集約することで、将来的な更新費用や維持管理費を抑制し、欠損金の解消と経営の効率化、健全化に努めます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いたします。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

それでは、これより採決いたします。

議案第68号・令和4年度八代市簡易水道事業会計決算の認定については、認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は認定することに決しました。

執行部は御退室ください。

（執行部 退席）

◎陳情第2号・消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出方について

○委員長（増田一喜君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送にて届いております要望書については、タブレット端末にて御確認願いたします。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、継続審査の陳情1件です。

それでは、陳情第2号・消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりです。

本陳情について、御意見等はありませんか。

一応、この制度は本年の10月1日より実施される予定です。

何か御意見等ありませんか。

○委員（北園武広君） 本件に関しましては、先ほど委員長が申されましたとおり、国においてですね、10月1日より制度の運用がなされるということですので、期間的にもいっぱいというところでもありますので、本委員といたしましては、審議未了でよろしいのではないかとというふうに考えますが、よろしく願いいたします。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 10月からインボイス制度をですね、実施されるということでしたんで、よければ、採決していただければなというふうに、私は思ったんですけど。採択できればというふうに、私は思ったんですけど。前回でもそういうようなお話しさせていただいたので。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（成松由紀夫君） 前回、執行部の話を聞いたときにですね、このインボイスによって、中小・零細企業の皆さん方が、いろいろな影響方がないように、総務省から通知も来ているということでもありますので、また、これを採択、採択というふうになりますと、それぞれの立場の、それぞれの方々の話になってきますので、私も審議未了でよろしいかと思えます。

○委員長（増田一喜君） 小会いたします。

（午前10時50分 小会）

（午前10時51分 本会）

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

それでは、審議未了を求める意見と採択を求める意見がありますので、まず、審議未了についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、閉会中継続審査の申出を

しないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

（午前10時52分 小会）

（午前10時53分 本会）

◎所管事務調査

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
- ・水道事業に関する諸問題の調査

（八代市食肉センター跡地抵当権設定登記抹消登記手続請求事件について）

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、産業・経済の振興に関する諸問題の調査、水道事業に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、産業・経済の振興に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部から発言の申出がっておりますので、これを許します。

それでは、八代市食肉センター跡地抵当権設定登記抹消登記手続請求事件についてをお願いいたします。

○農業振興課長（稲田忠征君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と

呼ぶ者あり) 農業振興課の稲田でございます。
よろしく願いいたします。

それでは、食肉センター跡地抵当権設定登記抹消登記手続請求事件について、着座にて説明させていただきます。

○委員長(増田一喜君) はい、どうぞ。

○農業振興課長(稲田忠征君) それでは、ファイルの準備はよろしいでしょうか。

それではですね、2ページのほうをお願いいたします。

こちらですけれども、本件は、当課で管理しております西宮町の食肉センター跡地、この資料の位置図右側ですね、この白の枠で囲ってある部分、一部ですけれども、1万3828平米の一部、538平米で、抵当権が登記されたままになっていることがですね、令和2年度の地籍調査において判明したことから、抵当権を抹消するために、令和4年9月定例会において、訴えの提起を可決いただいた案件となります。

本日はですね、訴訟の概要等、こちらのほうに説明をさせていただきたいというふうを考えております。

こちらの1枚目の資料はですね、令和4年9月定例会のほうでの、経済企業委員会のほうで説明させていただいた際に使用しました資料になりますので、詳細の説明は、今回省略させていただきますと思います。

それでは、3ページを御覧ください。

判決及び今後の対応について説明させていただきます。

まず、訴訟の概要ですが、事件名、令和5年(ハ)第5号抵当権設定登記抹消登記手続請求事件、原告は八代市、被告は抵当権者の相続人39名のうち38名となっております。

資料のですね、オレンジで囲っている枠の中を見ていただきたいと思います。米印の箇所になります。

被告のですね、1名に訴状が送達されなかつ

たため、この1名の訴訟を一旦取り下げ、訴状を受け取ったほかの38名について、裁判を行っております。

この送達ができなかった理由ですが、当該人物が、住民票を日本に置いたまま海外に居住されており、訴状の受取りができなかったためです。

次に、経緯ですが、令和4年9月定例会において、訴えの提起について可決いただいた後、令和5年1月に、八代簡易裁判所のほうに訴状を提出しております。その後、5月に口頭弁論が行われましたが、当事者全員が出席せず、結審となっております。その後、6月に判決の言渡しが行われ、その後、書面にて判決文が当事者に対して送達されております。その判決を受け取って2週間以内に、不服申立てが行われなかったことから、7月に判決が確定したところです。

判決の内容は、被告らは抵当権設定登記の抹消登記手続をせよと、本市が請求していただいた内容が認められております。

次に、今後の対応について説明させていただきます。

先ほど説明しました裁判の取下げを行った1名につきまして、住民票のある敷地内に御兄弟が居住されていることが判明したことから、この御兄弟を通じて、国外での居住地の確認を行っているところです。その居住地が判明した後、改めて訴訟を提起したいと考えております。

この場合ですね、国外に訴状を送達する場合は、外国送達という方法で行われます。こちらは、日本領事館を経由し、被告へ送達されることとなり、約3か月の期間を要するという事になっております。

また、判決文に関しても同様の取扱いとなり、訴訟の期間、こちら単に郵便物をやり取りするだけで6か月以上かかってしまうということで、今年度中に終了することは厳しいと判断

したところでございます。そのため、改めてです
ね、令和6年度に訴訟を提起させていただき
たいと考えております。

そのことから、令和6年3月定例会において、
令和6年度当初予算に、訴訟に要する経費を計
上させていただき、訴えの提起につきましては、
今回の訴訟とは別事件となることから、再度議
会の議決が必要となります。

そこで、令和6年3月定例会もしくは6月定
例会にて提案させていただきたいと考えており
ます。

以上で説明は終わります。

○委員長（増田一喜君） 本件について、何か
質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 以上で、八代市食肉
センター跡地抵当権設定登記抹消登記手続請求
事件についてを終了します。

執行部は御退室ください。

（執行部 退席）

○委員長（増田一喜君） そのほか当委員会の
所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

以上で、所管事務調査2件についての調査を
終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件につい
てお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、な
お調査を要すると思いますので、引き続き閉会
中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 御異議なしと認め、
そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたし
ました。

これをもって経済企業委員会を散会いたしま

す。

（午前11時01分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に
より署名する。

令和5年9月26日

経済企業委員会

委員長